

弓場秀昭 様

阪南市介護保険課長

南 真一

介護保険課作成の平成24年12月27日付け文書について

平成24年12月27日付で発行お渡ししました文書に付きまして、また実際に起きた既成事実につきまして弓場様に下記ご報告並びにご証明致します。

平成24年12月5日に、介護事業者‘みらい’は弓場様に対して解約に対する事前対話をせず、また解約理由を示した文書の通知もせず、一か月前の事前告知無しで、唐突に一方的に訪問介護サービス契約の破棄を電話で通知した。そして翌12月6日から介護サービス契約を中断しました。

然るに、この介護サービスによって生活を立てている障害者にとっては、介護サービスは生命線であり、ライフラインで不可欠なものであります。そんな致命傷になる大事なライフラインを一瞬にして中断することは断じて許されません。其の為、居宅サービス事業者等の義務：介護保険法第5章でも厳しく規制しています。しかしながら、介護保険課課長の私は既に介護事業会社‘みらい’から解約実行日の12月5日の5日前の11月30日に、今回の遣ってはいけない事前告知無しの一発解約ができるフリーハンドのお墨付きを出していました。

そして解約実行日の5日の翌日には拳句の果ては民間同士の訪問介護サービス契約を‘阪南市の預かり’という詐欺の様な形で介護事業会社の意図通りにあり得ない事前告知なしの即サービス契約解除、介護サービス契約不履行を遂行させ、併せて一ヶ月間も弓場様を苦しめ尊厳を傷つけ続けました。私はみらいの故意による告知無しの即解約を遂行出来る様にみらいの行動を敢えて正当化する為後押ししながら、恣意的に障害者である利用人を陥れる結果にしてみました。事業所が利用人の居宅に訪問することが出来ないことの報告を受け、逆に利用人を危険人物まがい仕立て、利用人の名誉を傷つけてしまいました。

つまり、今般の介護保険課長である私の行動は泉南市に同意を得ていた‘みらい’の告知無しの即解約の遂行を後押しするための行動であり、単なる判断ミスや過失ではなく、明らかにみらいの契約不履行をいかに遂行させるがための故意による行動でありました。一人住まいの障害者市民の生活に対する目線や思いや、思いやり、慈悲はどこにもありませんでした。ただ泉南市に同意を得ていたみらいの要求を実現化することに腐心した事以外なにもものでもなく、告知無しの即解約を故意に強行したものであり、何の申し開きも出来ない確信犯の行動でありました。みんなで寄ってたかつて、あたかも寝こみを襲う様な卑怯で破廉恥な人道上も許されない行為であった事は認めます。弓場氏や障害者を思いやる前にみらいがあつという前に解約をやってしまい、後はどう取り繕うかに腐心してしまいました。然るに介護事業者みらいは、障害者生活にとって必要不可欠の介護サービスを突然一方的に放棄し、利用人のケアマネジャーの要請にも聞く耳持たずでサービス

契約の原状回復をしませんでした。介護サービスの契約不履行を強行し続け障害者を危険な環境にさらし、尊厳、名誉を傷つけました。今思えば障害者を助ける使命のある介護事業者としてはいきなりの解約は明らかに不当であり、介護事業者としては有るまじき行為であったと思います。

最後に申し上げます。平成24年12月5日にみらいの実行した告知無しの介護サービス契約即解約、即訪問介護サービス不履行はみらいの不信行為であり弓場さんには何の責任もありませんでした。明らかなみらいによる一方的な契約不履行であり契約違反であるという事を断言致します。申し訳ございませんでした。また、平成24年12月27日介護保険課発行の文書は明らかにみらいの一方的な言い分を鵜呑みにして、介護サービス契約書すら調べずに、また公平に事前に内容も吟味もせず最初からみらいの不当な告知無しの即解約を無理やり実現せしめんがための意図的なものであり、みらいの不当な告知無しの即解約を正当化する為に、介護サービス契約書中の事業者から行う解約措置についてのイの条項の解釈を捻じ曲げて、逆に弓場氏を悪者に仕立て、イの条項を意図的に不当に利用して無理やり告知無しの一発解約の事例の既成事実を作っていました。本当に申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

また平成24年12月27日発行文書の3Pと4Pで訪問介護に関する基準第9条(2)の①、②にあたりまた今回の一件で「法的手段」の言葉を出したことから、信頼関係の破たんと捉え弓場氏の不信行為と捉えみらいの契約不履行は正当である。というくだりがあるが、これも明らかに間違いであり、全てみらいと阪南市の告知無しの一発解約の行為を正当化せしめんがために無理やり訪問介護に関する基準第9条の解釈を意図的に捻じ曲げたものであり、結果弓場氏を陥れる形に成ってしまいました。本当に申し訳ございませんでした。

特に3Pと4Pに記述した「女性蔑視、人権無視、人格否定といった表現で弓場様の心に深い傷をつけてしまいました。また6Pの「なぜ自分が不信行為をしているのか」「理解がなかなかしてもらえなかった」とこれ以上に無い無礼と愚弄する文章を叩きつけてしまい、心から謝罪申し上げます。お許し下さいませ。理不尽な解約を正当化する為に弓場様には解約のかも伝えずに一方的に突然解約を突き付けながら、逆に上記の文章を突き付けたのは、お詫びのしようも出来ません。本当に申し訳ございませんでした。

つきましては平成24年12月27日に介護保険課が発行しました文書は、明らかに意図的に‘みらい’の12月5日に実行した不当な告知無しの即解約と契約不履行を無理に正当化せしめんがための目的と‘みらい’の解約後の介護保険課の行動を無理に正当化せしめんがために作成した書類であったために、直接‘みらい’から平成24年11月30日に聴収した内容以外は全て、一方的に弓場氏を誹謗中傷し、解約を正当化する為に弓場氏を悪者にしてしまい、不当な解釈や内容、記述になってしまいました。本当に失礼いたしました。心よりお詫び申し上げます。